

建第1号議案

杉原孝一郎議員に対する辞職勧告決議（案）

上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和3年2月22日

提出者	尾道市議会議員	加納康平
賛成者	〃	星野光男
	〃	村上隆一
	〃	吉田尚徳
	〃	吉和宏
	〃	岡野長寿
	〃	檀上正光

尾道市議会議長 福原謙二様

杉原孝一郎議員に対する辞職勧告決議（案）

令和元年7月の参議院議員広島県選挙区を巡る大規模買収事件では、本市議会の杉原孝一郎議員が元法務大臣の河井克行氏から現金30万円を受け取ったとされる報道が連日なされています。

杉原議員は、事件が発覚した当初、金銭の授受そのものを否定していましたが、昨年9月11日の議員説明会では、現金と気づかずに受け取ったが3日後には返却したと説明を一転させました。

また、本年2月3日の公判で検察が読み上げた供述調書では、「違法な現金と分かったうえで受け取り、食事代等に使った。その後、手持ちの30万円を現金書留で送ったが戻ってきた。」と、これまでの説明とは異なる内容がありました。

相反する説明が何度も行われたことは、マスコミ報道にも大きく取り上げられ、本市議会の信用は既に大きく失墜しています。本市議会からの説明会開催の再三の申し入れを拒否し、市民への説明責任も一向に果たされていません。コンプライアンスが厳しく求められる議会においては、断じて許されるものではありません。

昨年3月に制定された尾道市議会議員政治倫理条例では、第2条に「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に疑惑について説明しなければならない。」、第3条に「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと。」など、政治倫理基準の遵守を規定しています。

杉原議員の一連の言動は、市民の市議会に対する信頼を大きく傷つけるものであり、議員本人はそのことを重く受け止め、この際、議員を辞職されるのが妥当と考えます。

以上の理由から、尾道市議会は、杉原孝一郎議員に対して議員辞職勧告を決議します。

令和3年2月22日

尾道市議会